

マイナンバーに関する告知義務の経過措置期間終了後の取扱いについて  
(マイナンバー届出のお願い)

記

1. 2016年1月より「行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律」(マイナンバー法)が施行されました。  
税法などの定めにより、番号提供義務者であるお客さまからマイナンバー(個人番号または法人番号)をお届けいただいたうえで、当行が税務当局に提出する税務関係の書類など(支払調書、特定口座年間取引報告書など)にお客さまのマイナンバーを記載することが義務付けられています。
2. 2015年12月31日以前に投資信託または公共債口座を開設されたお客さまのうち、当行へのマイナンバーのお届けをいただいていないお客さまには、法令で定められた告知義務に関する経過措置は2021年12月末に終了しましたが、引き続き届出をお願いしております。  
まだ届出がお済みでないお客さまは、お近くの当行本支店窓口へマイナンバーをお届けいただきますようお願い申し上げます。  
なお、すでに当行に個人番号(マイナンバー)・法人番号をお届出済みの場合や、投資信託・債券口座をご解約済みの場合には、改めて個人番号(マイナンバー)・法人番号のお届出は不要です。

以上

**【ご参考(全国銀行協会)】**

マイナンバーの届出にご協力ください